

既存入居者の特定入居及び公募への申込みが認められる事由の追加について

1. 現行の取扱いについて

既存入居者（現に市営住宅に入居している者）が現在入居している住宅から他の市営住宅へ入居替えを希望する場合は、特定入居（公募の例外の適用）か公募への申込みがあり、それぞれ認められる事由を満たしている必要がある。

2. 問題点について

市営住宅入居時に幼少であった子どもが成長し、学習時間のズレや性別が異なることで成育上支障があるなど、現在入居している住宅の間取りでは狭隘となり、広い間取りの住宅を希望しても入居替えをすることができない。

3. 改正案について

このことから、特定入居（公募の例外）として恵庭市営住宅条例第 5 条第 8 項「その他市長が特に必要と認める事由があること。」に子どもの成長を定義することとし、恵庭市営住宅既存入居者に係る入居申込み取扱要綱を改正したい。

なお、子どもの成長の定義として、入居を開始したときに幼少であった子どもが成長して中学生以上となる場合とする。

また、特定入居を認める場合は他の事由と同様に同一団地に限り、希望する住宅が同一団地でない場合は、既存入居者が公募に申込みできることとしたい。